



他社間での遠隔点呼が可能に 事業者間遠隔点呼制度

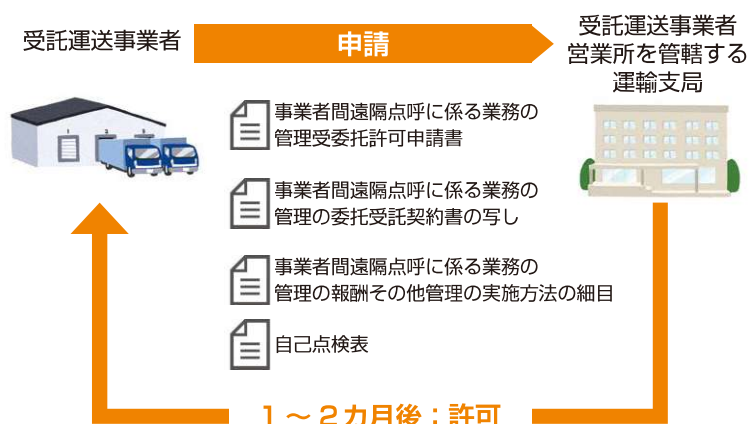
「事業者間遠隔点呼を実施する自動車運送事業者における輸送の安全に関する業務の受託管理について（2025年8月7日）」の通達が発出されたことによって、事業者間遠隔点呼が可能になりました。これまで同一事業者の営業所間または100%子会社との間でしか許可されていなかった遠隔点呼ですが、規制が緩和され、異なる事業者間でも可能になりました。

▶申請要件

下記の要件が必要になります。（紙面の都合上、主要な要件のみ列挙）

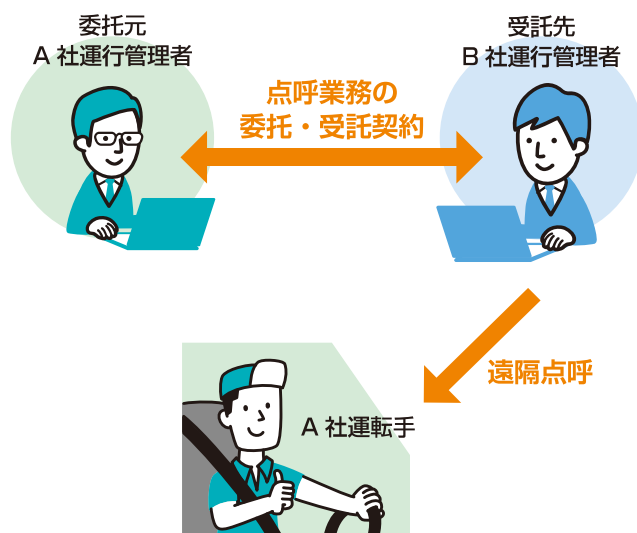
- 1 受託者及び委託者は同一事業であること。
今回の制度は一般旅客自動車運送事業者同士又は一般貨物自動車運送事業者同士若しくは特定第二種貨物利用運送事業者同士の場合適用されます。
- 2 点呼告示第5条の機能の要件を満たす遠隔点呼機器を導入していること。
- 3 委託事業者と受託事業者は、事業者間遠隔点呼を受ける運転者等の個人情報の取扱いに関して双方で同意を得ていること。
- 4 委託事業者は、受託事業者に対し、事業者間遠隔点呼が適切に行われているか定期的に調査することになっていること。
- 5 管理の報酬の算出の方法、基準及び支払方法・支払期限が明確になっていること。
- 6 事業者間遠隔点呼の実施期間は、5年以内となっていること。

▶申請方法



委託運送事業者の営業所と受託運送事業者の営業所において、運輸支局の管轄が異なる場合、提出先は受託運送事業者の営業所を管轄する運輸支局になります。審査自体は運輸局（関東であれば関東運輸局）で行い、申請から許可までに1～2カ月程度の期間がかかります。通達の別紙の中でも遠隔点呼を行う2カ月前までに申請することが求められています。

事業者間遠隔点呼イメージ



佐久間の私見!

事業者間遠隔点呼が認められることで、運行管理者の労働時間の削減に寄与することが予想されるため、有意義な制度だと考えます。早朝・深夜便を持つ運送事業者と委託契約を結ぶことができれば、自社の中で早朝・深夜勤務をなくすることができます。しかし、一方で事業者間遠隔点呼を行う際には責任の所在が不明瞭になる可能性もあります。不測の事態が起きたときに備えて、責任の所在を契約書の中で明確にしておく必要があるでしょう。

今後の事業者間遠隔点呼の展開として、異なる事業者間（例えば、一般旅客自動車運送事業者と一般貨物自動車運送事業者間）の遠隔点呼が認められる可能性があるかもしれません。さらに規制緩和されれば、そもそも自動車運送事業者ではない事業者の参入が認められ、遠隔点呼を専門とする事業会社が現れることも考えられます。今後の動きに注目です。



組合員ファーストで事業を展開 高速料金の削減を提案

エヌ・ビー・シー協同組合

今回は技能実習生支援や ETC カード事業を展開するエヌ・ビー・シー協同組合様にインタビューさせていただきました。

佐久間 本日はよろしくお願いいたします。エヌ・ビー・シー協同組合様は国内最大級の組合ですが、ずばり選ばれる理由はどこにあるのでしょうか。

山崎様 当組合が選ばれる理由はいくつありますが、まずはETCカードを発行する際に原則保証金をいただいていないところです。他の組合では走行実績のおよそ3カ月分の保証金を要求するところもありますが、当組合は保証金不要です。

佐久間 加入のハードルを低くすることで、幅広い運送事業者様をターゲットにできるということですね。加入しやすいことは理解できましたが、組合員が継続して所属してくれるとは限りません。所属する組合員に喜ばれる仕掛けがあるのではないのでしょうか。

山崎様 高速道路利用料金明細のやすさには自信があります。NEXCOや首都高など、各道路会社から別々に利用明細書が送られてきますが、高速利用料金は一括で請求されるため、車両ごとに紐づけられていません。

当組合で発行する高速利用料金明細は車両ごとにまとめているので、コスト管理がしやすいと思います。

佐久間 2030年に運送事業の許可更新制が始まりますが、そこで重要になってくるのが「適正原価」という考え方です。車両ごとのコスト管理がますます重要になってきますね。明細の作成は貴社のシステムで

対応可能かと思うのですが、少ない人数で運営が可能という理解で合っていますか？

山崎様 実はそんなことはないのです(笑)。組合員様のご要望にしっかり応えるためには人員が必要です。当組合は職員が70名以上おりますので、きめ細やかなサービス提供が可能です。増車した場合のETCカードの発行についても、最短で対応いたしますのでお任せください！

佐久間 貴組合のHPでも謳っているように国内最大級だからこそできるサービスがありますね。加入のしやすさ、加入後のサービスの充実さゆえに貴組合に魅力を感じても、現在加入している組合から貴組合へ乗り換える際のコストが問題になってくると思います。

新しくコーポレートカードを発行するまでの期間は大口多頻度割引が受けられないので、所属している組合から新しい組合への乗り換えがあまり起こらないと聞いたことがあります。

山崎様 ご指摘のとおりです。運送事業者様にとって、大口多頻度割引が使用できない期間はかなりダメージが大きいと思います。当組合では移行期間における割引を補填する取

エヌ・ビー・シー協同組合

設立：1993年11月1日

代表理事：坂本 陵

本社：東京都品川区東品川
4-10-13

KDX 東品川ビル2F

組合員数：2,970 社

(2024年12月現在)

<https://www.nbc.or.jp>

TEL 03-3458-0881

(平日9:00～18:00)



り組みも行っています。ただ、これは利用額にもよりますので、必ずできますとは断言……

佐久間 (食い気味で) 必ず補填できますとは断言できないけれども、『さくマガ!』読者であれば可能性は高まるという理解で大丈夫ですか!?

山崎様 可能な限り努力します!!!! (笑)

佐久間 ありがとうございます!!!

坂本代表 今回はもっと頑張ります! 『さくマガ!』読者の皆さんは最大45%の割引を適用。『さくマガ!』様向け特別割引をご提案し、契約者様に還元します!!

今加入している組合と当組合をぜひ比べてみてください。各道路会社の割引を細かく精査して、喜んでいただけるような割引を実現します。見積りは無料なので、お気軽にご連絡ください!

佐久間 エッホ! エッホ! エッホ! エッホ! エヌ・ビー・シー協同組合は割引に強気だって伝えなきゃ!! (笑) 本日はありがとうございました!

取材後記

エヌ・ビー・シー協同組合の方々とはとにかく活気にあふれていました。私が証券会社の営業マンだった頃、インストラクターが「まずは社員の雰囲気を観察したほうが良い。成長志向の会社は社員がみんな元気だ!」とおっしゃっていたのを久しぶりに思い出させてくれるような職場でした。坂本代表は常に明るく笑顔で、その雰囲気が社内に満たされているのを感じました。

私とエヌ・ビー・シー協同組合との出会いは山崎様からの「車両制限令違反で組合を抜けることになってしまうかもしれない運送事業者を助けてほしい」という電話でした。組合員の利益を常に考えているからこそ、自分たちの業務範囲外であったとしても組合員を助けたいという想いになったのだと思います。組合員ファーストのエヌ・ビー・シー協同組合と出会えて感謝しております。ぜひ、高速利用料金明細を右手に、電話を左手にお問い合わせしてみてください。(佐久間)



左から ETC 事業部課長 秋山様、
ETC 事業部1 課課長 山崎様、代表理事 坂本様